

令和5年度第2回 あま市地域防災計画の修正要旨

I あま市地域防災計画の修正の根拠

あま市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、愛知県地域防災計画の修正等に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、地域防災計画の作成、修正はあま市防災会議の所掌事務とされている。（災害対策基本法第16条）。

II 本年度の主な修正事項

1. 水道の耐震化計画等策定指針等に基づく改正・・・・・・・・・・ 2 P
2. 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づく改正・・・・ 3、4 P
3. 緊急地震速報及び地震動特別警報の発表基準に長周期地震動階級
が追加されたことに伴う改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 P
4. 気象特別警報の「緊急速報メール」の配信終了に伴う改正・・・・・・・・ 6 P
5. ゼロメートル地帯広域防災活動拠点の整備を踏まえた改正・・・・・・ 8、9 P
6. 発電所の稼働状況の反映・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10、11 P

1. 水道の耐震化計画等策定指針等に基づく改正

<修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第4章 建物等の安全化
- 地震・津波編 第2編 第2章 建物等の安全化

■風水害等編 (P47)

現行	修正案
第1節 浸水想定区域における対策	第3節 浸水想定区域における対策
<p>4 上水道</p> <p>あま市上水道課並びに名古屋市上下水道局は、災害時に安定供給できるよう、次の対策を実施する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>4 上水道</p> <p>あま市上水道課並びに名古屋市上下水道局は、災害時に安定供給できるよう、次の対策を実施する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 自家発電設備等の整備</u></p> <p><u>商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。</u></p>

■地震・津波編 (P49)

現行	修正案
第1節 浸水想定区域における対策	第3節 浸水想定区域における対策
<p>4 上水道</p> <p>略</p> <p>(1) 施設の防災性の強化</p> <p>水道施設の耐震性については、(中略) 大きな課題である。また、<u>(追記)</u> 水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。</p> <p>被災時の給水拠点となる配水池等の増設及び耐震性を強化する。また、<u>水道配管において強度が低下している石綿セメント管等の老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化、津波に対する安全性の確保に努める。</u></p>	<p>4 上水道</p> <p>略</p> <p>(1) 施設の防災性の強化</p> <p>水道施設の耐震性については、(中略) 大きな課題である。また、<u>商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。なお、</u>水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。</p> <p>被災時の給水拠点となる配水池等の増設及び耐震性を強化する。また、<u>(削除)</u> 更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化、津波に対する安全性の確保に努める。</p>

2. 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づく改正

<修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
- 地震・津波編 第2編 第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■風水害等編 (P70)

現行	修正案
第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策
<p>1 市、県及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策 略</p> <p>ア 市は、(中略)この限りではない。 なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等</p> <p>(7) 要配慮者の把握</p> <p>市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者、外国人等の情報を把握するものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>1 市、県及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策 略</p> <p>ア 市は、(中略)この限りではない。 なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p><u>※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障がい児等も対象となりうる点に留意すること。</u></p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等</p> <p>(7) 要配慮者の把握</p> <p>市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者、外国人等の情報を把握するものとする。</p> <p><u>なお、障がい児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。</u></p>

現行	修正案
第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策
<p>1 市、県及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策 略</p> <p>ア 市は、(中略) この限りではない。 なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u>(追記)</u></p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等</p> <p>(ア) 要配慮者の把握 市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者、外国人等の情報を把握するものとする。 <u>(追記)</u></p>	<p>1 市、県及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策 略</p> <p>ア 市は、(中略) この限りではない。 なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u>※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障がい児等も対象となりうる点に留意すること。</u></p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等</p> <p>(ア) 要配慮者の把握 市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者、外国人等の情報を把握するものとする。 <u>なお、障がい児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。</u></p>

3. 緊急地震速報及び地震動特別警報の発表基準に長周期地震動階級が追加されたことに

伴う改正

気象庁における緊急地震速報の発表基準の変更に伴い、当該基準に長周期地震動階級を追加し、長周期地震動階級3以上を予想した場合にも緊急地震速報（警報）が発表されることについて追記した。

<修正箇所>

■地震・津波編 第3編 第2章 避難行動

■地震・津波編 (P115)

現行	修正案
第1節 津波警報等の伝達	第1節 津波警報等の伝達
<p>1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置 気象庁及び名古屋地方気象台は、津波警報等及び地震に関する情報等を発表・伝達する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地震に関する情報等</p> <p>ア 緊急地震速報 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合（追記）に、震度4以上が予想される地域（追記）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。</p> <p>また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される<u>ときに、（追記）</u>緊急地震速報（予報）を発表する。</p> <p>なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。</p>	<p>1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置 気象庁及び名古屋地方気象台は、津波警報等及び地震に関する情報等を発表・伝達する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地震に関する情報等</p> <p>ア 緊急地震速報 気象庁は、震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。</p> <p>また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。</p> <p>なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上または長周期地震動階級4を特別警報に位置付けている。</p>

4. 気象特別警報の緊急速報メール」の配信終了に伴う改正

<修正箇所>

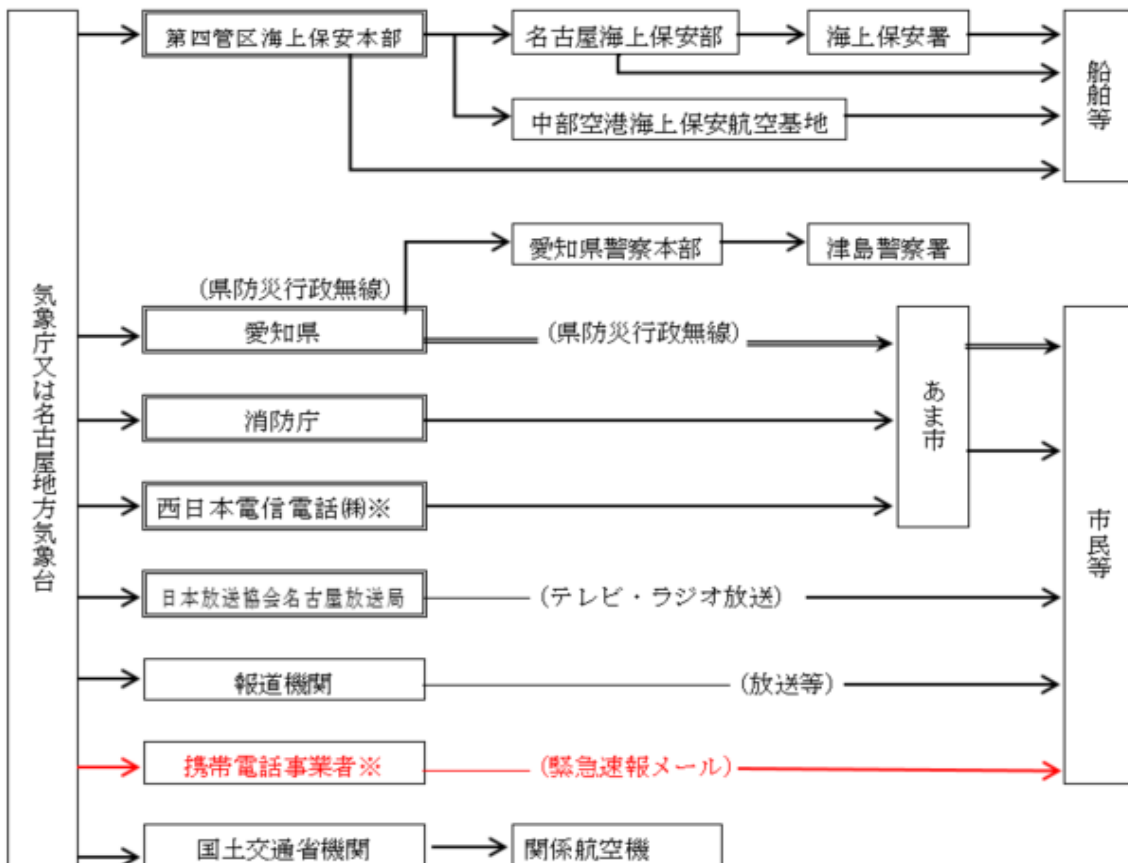
■風水害等編 第3編 第2章 避難行動

■風水害編 (P103)

現行

第1節 気象予報警報等の発表、伝達

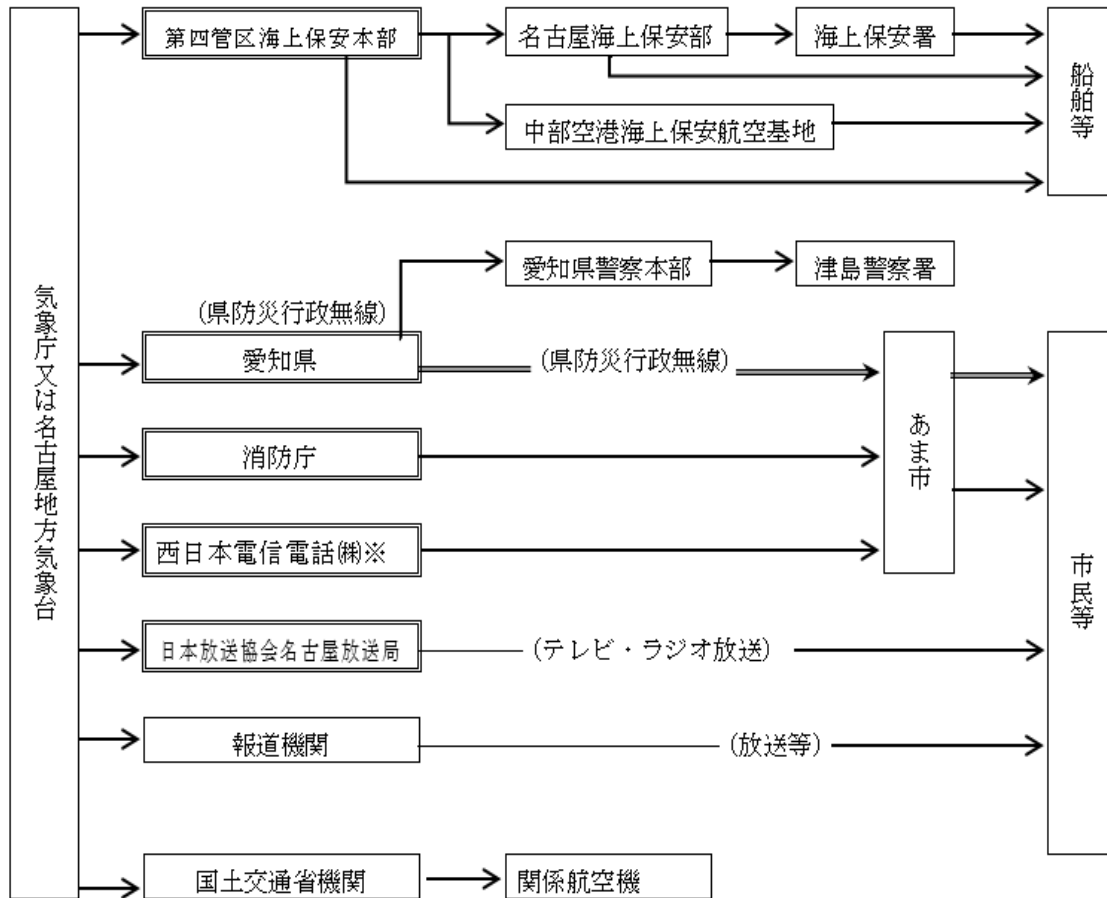
図1 気象予報警報等の伝達系統図



※気象庁から西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。
 ※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象庁本庁又は大阪管区気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
 (注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第5節 防災活動拠点の確保等

図1 気象予報警報等の伝達系統図



※気象庁から西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。
 (注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

5. ゼロメートル地帯広域防災活動拠点の整備を踏まえた改正

愛知県が、愛西市（旧永和荘跡地）において、県内1か所目となる「ゼロメートル地帯広域防災活動拠点」を整備し、2023年3月18日から供用開始したことを踏まえ、拠点の役割、要件等を追記した。

<修正箇所>

■風水害等編 第3編 第4章 応援協力・派遣要請

■風水害編 (P146)

現行							
第5節 防災活動拠点の確保等							
3 防災活動拠点の区分と要件等							
要件等	1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点(※)	3 広域防災活動拠点	4 中核広域防災活動拠点	5 航空広域防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点	(追記)
設置主体	市	県及び政令市	県及び政令市	県			(追記)
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	複数の市町村に及ぶ災害 ・相当規模の林野火災 ・相当規模の風水害、土砂災害等	広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等			(追記)
応援の規模	隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等			(追記)
役割	被災市町村内の活動拠点	郡単位、広域圏単位の活動拠点	広域、全県的な活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	(追記)
拠点数	市町村で1か所程度	郡又は圏域単位で1か所程度	県内に数か所程度	県内に1か所程度	県内に1か所程度	県内に3か所程度	(追記)
要件	面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	3ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能	10ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、複数機の駐機が可能	30ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	ストックヤード10ヘクタール程度以上 (追記)
	施設設備	できれば倉庫等	できれば倉庫、宿泊施設等	倉庫等 できれば宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路	耐震岸壁 1万t以上の船舶の係留施設 (追記)

※道の駅については、面積要件等を満たさない場合においても、道路管理者及び施設管理者との合意の上、地域防災活動拠点に位置づけることができる。

修正案

第5節 防災活動拠点の確保等

3 防災活動拠点の区分と要件等

区分	1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点(※)	3 広域防災活動拠点	4 中核広域防災活動拠点	5 航空広域防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点	7 ゼロメートル地帯広域防災活動拠点
設置主体	市	県及び政令市	県及び政令市	県			県
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	複数の市町村に及ぶ災害 ・相当規模の林野火災 ・相当規模の風水害、土砂災害等	広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等			広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等
応援の規模	隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等			中部・全国の都道府県等
役割	被災市町村内の活動拠点	郡単位、広域圏単位の活動拠点	広域、全県的な活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	広域、全県的な活動拠点
拠点数	市町村で1か所程度	郡又は圏域単位で1か所程度	県内に数か所程度	県内に1か所程度	県内に1か所程度	県内に3か所程度	県内に4か所
要件	面積	1ヘクタール程度以上できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	3ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能	10ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、複数機の駐機が可能	30ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	ストックヤード10ヘクタール程度以上 1ヘクタール程度以上 大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能
	施設設備	できれば倉庫等	できれば倉庫、宿泊施設等	倉庫等 できれば宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路	耐震岸壁 1万t以上の船舶の係留施設 倉庫等

※道の駅については、面積要件等を満たさない場合においても、道路管理者及び施設管理者との合意の上、地域防災活動拠点に位置づけることができる。

6. 発電所の稼働状況の反映に伴う改正

<修正箇所>

■原子力編 第1編 第1章 計画の目的・方針

■原子力編 (P115)

現行

第4節 災害の想定

(1)及び(2) 略

原子力発電所 又は原子炉施設	事業者名	所在地	号機	状況	摘要
浜岡原子力 発電所	中部電力 株式会社	静岡県御前崎 市佐倉	1号機	2009.11.18 廃止措置計画認 可・廃止措置中	沸騰水型
			2号機	2009.11.18 廃止措置計画認 可・廃止措置中	沸騰水型
			3号機	定期検査中	沸騰水型
			4号機	定期検査中	沸騰水型
			5号機	定期検査中	沸騰水型
美浜発電所	関西電力 株式会社	福井県三方郡 美浜町丹生	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型
			2号機	2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型
			3号機	定期検査中	加圧水型
大飯発電所		福井県大飯郡 おおい町大島	1号機	廃止措置計画認可・ 廃止措置中	加圧水型
			2号機	廃止措置計画認可・ 廃止措置中	加圧水型
			3号機	運転中 (118.0万Kw)	加圧水型
			4号機	定期検査中	加圧水型
高浜発電所		福井県大飯郡 高浜町田ノ浦	1号機	定期検査中	加圧水型
			2号機	定期検査中	加圧水型
			3号機	定期検査中	加圧水型
			4号機	運転中 (87.0万Kw)	加圧水型
敦賀発電所	日本原子力 発電株式会社	福井県敦賀市 明神町	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中	沸騰水型
			2号機	定期検査中	加圧水型
高速増殖原型炉 もんじゅ	国立研究開 発法人 日本原子力	福井県敦賀市 白木	-	2018.3.28 廃止措置計画認 可・廃止措置中	高速増殖 炉

修正案

第4節 災害の想定

(1)及び(2) 略

原子力発電所 又は原子炉施設	事業者名	所在地	号機	状況	摘要
浜岡原子力 発電所	中部電力 株式会社	静岡県御前崎 市佐倉	1号機	2009.11.18 廃止措置計画認 可・廃止措置中	沸騰水型
			2号機	2009.11.18 廃止措置計画認 可・廃止措置中	沸騰水型
			3号機	定期検査中	沸騰水型
			4号機	定期検査中	沸騰水型
			5号機	定期検査中	沸騰水型
美浜発電所	関西電力 株式会社	福井県三方郡 美浜町丹生	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型
			2号機	2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型
			3号機	運転中 <u>(82.6万Kw)</u>	加圧水型
大飯発電所		福井県大飯郡 おおい町大島	1号機	廃止措置計画認可・ 廃止措置中	加圧水型
			2号機	廃止措置計画認可・ 廃止措置中	加圧水型
			3号機	運転中 (118.0万Kw)	加圧水型
			4号機	運転中 <u>(118.0万Kw)</u>	加圧水型
高浜発電所		福井県大飯郡 高浜町田ノ浦	1号機	定期検査中	加圧水型
			2号機	定期検査中	加圧水型
			3号機	運転中 <u>(87.0万Kw)</u>	加圧水型
			4号機	運転中 (87.0万Kw)	加圧水型
敦賀発電所	日本原子力 発電株式会 社	福井県敦賀市 明神町	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中	沸騰水型
			2号機	定期検査中	加圧水型